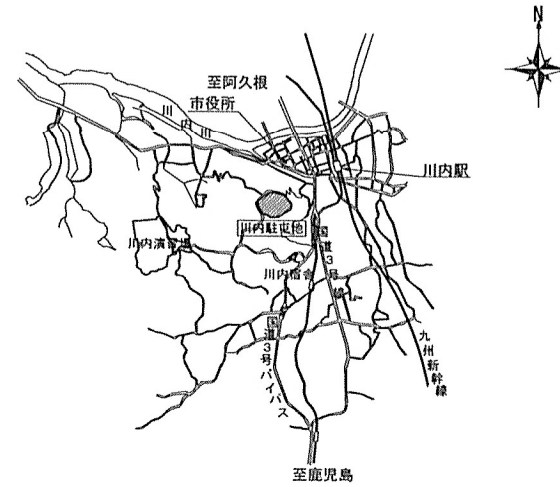


1号建物空調機用冷却水ポンプ取替

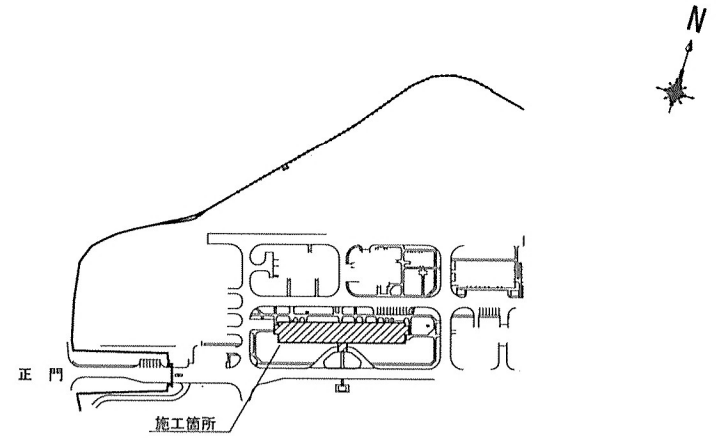
業務隊長	管理科長	営繕班長	営繕主任	管 財	施設管理	工事企画
工事件名	1号建物空調機用冷却水ポンプ取替					
図 名	表 紙	縮 尺		-		
作成年月日	令和4年11月25日	図面番号		1/3		
川内駐屯地業務隊 管理科						

仕 様 書

- 1 工事件名 1号建物空調機用冷却水ポンプ取替
- 2 工事場所 鹿児島県薩摩川内市冷水町539-2
陸上自衛隊川内駐屯地
- 3 工事概要 1号建物内の空調機用冷却水ポンプ(エバラ 65×50FS4J63.7E)の取替を実施する。
(1) 冷却水ポンプ取替 1台
付属品 圧力計φ100 防振架台DB-4
(2) 試運転調整 1式
- 4 一般事項
(1) 本仕様書は、陸上自衛隊川内駐屯地で実施される「1号建物空調機用冷却水ポンプ取替工事」に適用する。
(2) 本件は、本仕様書のほか、関係諸法規、メーカー仕様を遵守し実施する。
(3) 請負者は施工にあたり、仕様書と図面あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点等が生じた場合は、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
(4) 施工時期及び実施方法などは、事前に監督官と打ち合わせるものとする。
(5) 請負者は、本件の施工にあたり、諸法規を遵守し、工事の円滑なる進捗を図るとともに、その運営及び適用は、請負者の負担と責任において実施するものとする。
(6) 請負者は、本件の施工にあたり、監督官の指示する書類(工程表・着工届等)を速やかに作成し、提出する。
(7) 本件の工事写真は、施工前、施工中、施工後、主要な工事段階毎、全ての使用材料及び監督官の指示する箇所を撮影し、工事写真台帳(A4版)に整理の上、監督官に提出するものとする。なお、写真データは工完了後確実に破棄するものとする。
(8) 請負者は施工にあたり、官側から電気、水等の供給は受けられないものとする。
(9) 発生材(鉄くず等の売払い可能なもの)は、監督官の指示する場所に整理集積し、発生材報告書を添えて引き渡すものとする。産業廃棄物については、請負者の責任において適切に処分し、産業廃棄物管理票(A・E票)の写しを係官側に提出するものとする。
- 5 特記事項
(1) 本件で使用する資機材は、下記のものを使用しすべて新品のものとする。
冷却水ポンプ取替 (65×50FS4J63.7E 同等品以上) 1台
付属品 圧力計φ100 防振架台DB-4
(2) 取替の際、必要なパッキン類は全て新品へ交換することとする。

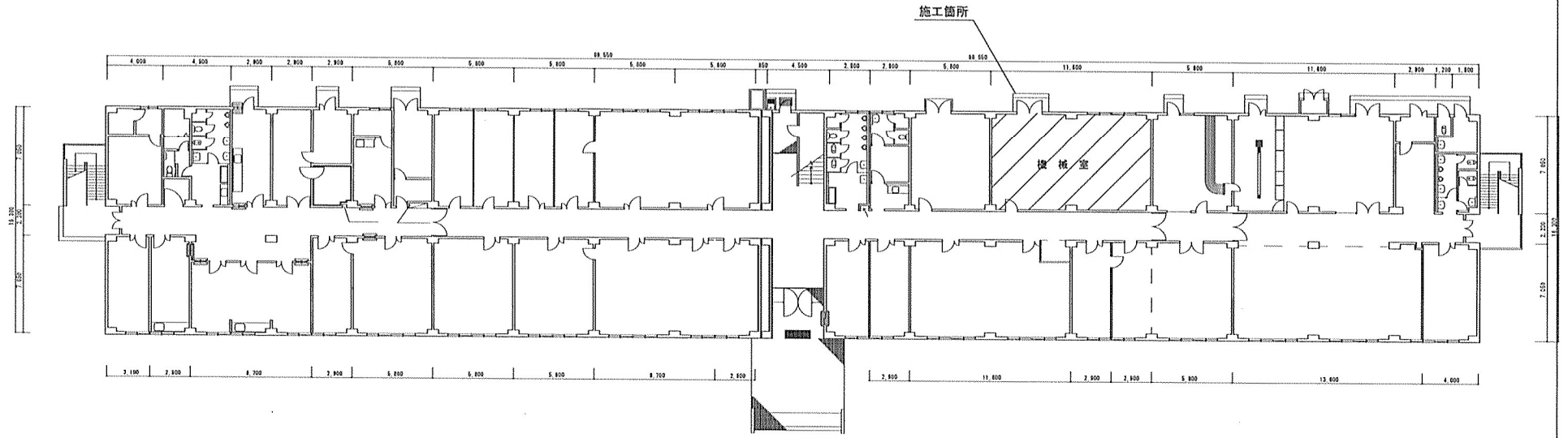


案 内 図

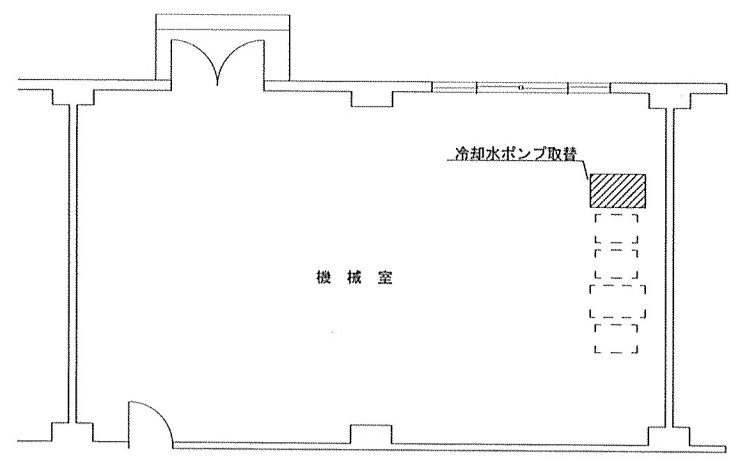


配 置 図

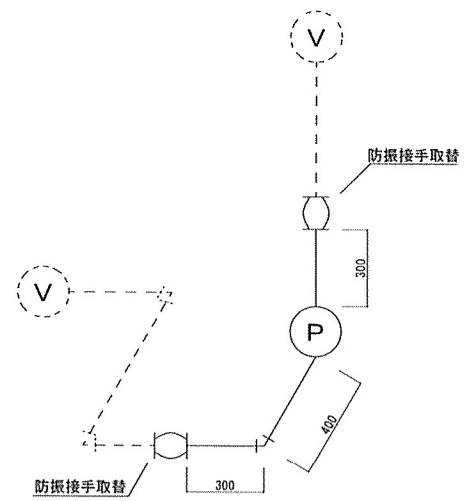
工事件名	1号建物空調機用冷却水ポンプ取替		
図 名	仕様書、案内図、配置図	縮 尺	各 図
作成年月日	令和4年11月25日	図面番号	2 / 3
川内駐屯地業務隊 管理科			



隊舎1F平面図 S=1:300



機械室平面図 S=1:100



配管系統図 S=1:200

工事件名	1号建物空調機用冷却水ポンプ取替		
図名	平面図、外形図	縮尺	各 図
作成年月日	令和4年11月25日	図面番号	3/3
川内駐屯地業務隊 管理科			